

月島三丁目北地区知的障害者グループホーム等（仮称）運営事業者の
公募について

1 概要

区では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援機能を備えた地域生活支援拠点の取組を進めています。その一環として、月島三丁目北地区第一種市街地再開発事業に伴い、知的障害者グループホームの既存機能を確保するとともに、地域生活支援拠点の機能等を備えた複合施設を整備するため、本施設の運営を一体的に行う事業者を公募します。

2 施設概要

所在地 中央区月島三丁目地内

施設概要 地上6階

敷地面積 1,054.00㎡

建築面積 625.73㎡

階数	床面積	施設
1階	616.46㎡	駐車場※、駐輪場、更衣室、ゴミ置場等
2階	292.29㎡	相談支援事業所、店舗（カフェ）、会議室等
3階	252.49㎡	居室（5室）、短期入所（1室）等
4階	252.49㎡	居室（5室）、短期入所（1室）等
5階	252.49㎡	居室（4室）、機械浴室等
6階	252.49㎡	居室（3室）、体験居室（1室）、多目的室等

※駐車場は搬出入用のため、常駐は不可。

3 必須事業

(1) 障害者総合支援法に基づく共同生活援助（3～6階）

定員 17名 既存グループホーム入居者7名を優先し、新規入居者については、重度化に対応すること。

(2) 障害者総合支援法に基づく短期入所（3～4階）

定員 2名

(3) 障害者総合支援法に基づく相談支援（2階）

主に特定相談支援事業を実施すること。

(4) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援（2階）

店舗（カフェ）を運営すること。

(5) 体験の機会・場 居室1室（6階）

(6) 緊急時の受入れ・対応

(7) 専門的人材の確保・養成（会議室の活用）

(8) 地域住民・障害者団体・区内障害福祉サービス事業所等との連携（会議室等を活用した活動の場の提供）

4 提案事業

- (1) 重度化対応に関する受入方針
- (2) 医療的ケアが必要な利用者に関する対応方針
- (3) 施設を使ってできる独自サービスの提供（機械浴サービスの通所利用、多目的室の活用）
- (4) その他（一般相談支援事業等）

5 施設の使用期間

20年間 ただし、1年ごとに運営実績を見ながら使用許可の手続きを行います。

6 事業運営に係る補助

国や都の補助制度に加え、施設使用料の減額等区としての支援も行います。

7 運営事業者の公募

次のいずれにも該当する1事業者を選定します。

- (1) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人又は公益財団法人のいずれかの法人格を有すること
- (2) 令和5年6月現在で、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等を1年間以上運営していること。
- (3) 安全かつ円滑に管理運営できること。

8 運営事業者選定委員会

(1) 選定方法

選定委員会にて書類審査、既存施設の実地調査、プレゼンテーション等による審査を行います。

(2) 選定基準

運営の考え方、事業の実績、法人経営の安定性等を総合的に判断します。

(3) 選定委員

学識経験者、経営指導員、区民代表等

9 今後の予定

令和5年	7月		募集要項及び選定基準の決定・募集開始
	7月～	8月	提出書類の受付
	9月		一次審査
	10月		二次審査
	12月		事業者の決定
令和6年			(開設準備・入居者の申込等)
	12月		施設開設